

浜松市告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年4月

16日から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年4月16日から2週間浜松市天竜土木整備事務所（天竜区役所内）において一般の縦覧に供する。

令和8年4月16日

浜松市長 中野 祐介

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
市道	水窪柱戸線	浜松市天竜区水窪町地頭方 1021 番 4 から	前	6.50 ～21.00	43.50
		浜松市天竜区水窪町地頭方 1022 番 23 まで	後	19.50 ～ 24.50	